

令和8年度

笠間市中小企業支援補助金 募集案内

募集期間：令和9年2月26日（金）まで

※予算がなくなり次第受付は終了となります。

笠間市

《問合せ》

笠間市 産業経済部 商工課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

FAX：0296-77-1146

メール：shoko@city.kasama.lg.jp

1. 補助事業の趣旨

笠間市内の中小企業等の振興を図ることを目的として、中小企業等が販路拡大、人材確保のために実施する事業に要する経費に対し、笠間市中小企業支援補助金を交付します。

2. 補助の対象者

補助金交付の対象となる事業者は、次の条件をすべて満たす事業者

- (1) 笠間市内に事業所、事務所等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。）を有し事業を営む中小企業者（個人事業主にあつては市内に住所を有する者）で、引き続き事業継続の意向を有する者。
- (2) 市税の未納がない者。

※上記「中小企業等」とは、以下のとおりです。

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人であつて、同項第1号から第5号の要件のいずれかに該当する事業者。ただし、下記のいずれかに該当する事業者は除きます。

- (1) 発行済株式、出資（自己の株式又は出資除く）の総数、総額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により所有され、又は出資若しくは拠出されている者
- (2) 発行済株式、出資の総数、総額の3分の2以上が大企業者により所有され、又は出資若しくは拠出されている者
- (3) 役員数の2分の1以上が大企業者の役員又は職員を兼ねている者が占めている者
- (4) 市が出資又は運営に補助を行っている者
- (5) その他市長が不相当と認める者

3. 補助対象となる経費

補助対象者が販路拡大、人材確保のために実施する事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 販路拡大のために実施する事業に要する経費
 - ①展示会等への出展に要する経費
 - ②ホームページの作成、改修に要する経費
 - ③その他市長が必要と認める経費
- (2) 人材確保のために実施する事業に要する経費
 - ①民間の就職支援事業の利用に要する経費
 - ②合同企業説明会、就職面接会等への出展に要する経費
 - ③求人、採用等に関する企業広報動画、パンフレット等の広報媒体の作成に要する経費
 - ④会社説明会の主催又は工場見学、職場体験、オープンファクトリー、インターンシップ
その他中小企業等に対する理解の促進に係る取組の実施に要する経費
 - ⑤その他市長が必要と認める経費

4. 補助対象外となるもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を行う者
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続若しくは再生手続を行っている者
- (3) 自己又は自社若しくは自社の役員等が笠間市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当する者
- (4) フランチャイズ方式で出店している者

5. 補助金の交付額と限度額

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 同一事業者への補助金の交付は、「販路拡大のために実施する事業」「人材確保のために実施する事業」それぞれ、同一年度内1回限りとする。

6. 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を商工課に提出してください。

- (1) 笠間市中小企業支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 中小企業支援事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 中小企業支援事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (5) 宣誓・同意書(様式第4号)
- (6) 市内で事業を営んでいることが分かる書類(確定申告書・法人謄本・開業届・許認可証等の写し)
- (7) その他市長が必要と認める書類

※申請にあたっての留意事項

- ①提出書類は、原則として日本工業規格A4判(縦型綴)の規格を使用してください。
- ②提出された書類は返却いたしません。
- ③申請に関して要する費用は、すべて申請者の負担となります。

7. 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和9年2月26日(金)まで
 土日祝日を除く、平日の午前8時45分から午後5時まで
 ※予算がなくなり次第受付は終了となります。
- (2) 提出方法 申請書類を持参してください。
- (3) 提出先 笠間市 産業経済部 商工課

8. 補助金の交付決定

内部審査会による審査を経て、補助金の交付の可否及び交付額を決定いたします。

※交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助対象外となります。

9. 実績報告

事業が完了したときは、事業完了した日から起算して30日を経過する日、又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までに、笠間市中小企業支援補助金実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添えて報告してください。

- (1) 補助対象事業の実績を示す書類
- (2) 中小企業支援事業収支決算書（様式第9号）
- (3) 契約書その他補助事業の着手を確認できる書類の写し
- (4) 領収書その他補助事業の完了を確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

※令和9年3月12日までに実績報告が提出されない場合は、補助対象外となります。

10. 問合せ先

笠間市 産業経済部 商工課 商業振興グループ

住 所：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電 話：0296-77-1101（内線510）

FAX：0296-77-1146

E-mail：shoko@city.kasama.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kasama.lg.jp